令和３年度いわての地域国際化人材育成事業

イーハトーブの森～英語で未来を拓くワークショップ～　実施要領

令和３年４月７日

岩手県教育委員会事務局学校教育室

岩手県ふるさと振興部国際室

１　事業概要

　　学習意欲を高めながら、英語４技能（「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」）をバランスよく育成する活動を通して、次の①及び②の２つの目的達成を目指し、希望する県内の小学生・中学生（義務教育学校の児童生徒を含む）及び高校生に対し、２種類の「イーハトーブの森～英語で未来を拓くワークショップ～」（以下「ワークショップ」という）を実施する。

　　①　CEFR（注１）A1（英検３級程度）レベル程度又はCEFR A2（英検準２級程度）レベル程度の英語力をつけること

　　②　広い視野を持って岩手と世界をつなぐ人材（グローバル人材）、国際的な視点を持って地域で活躍する人材（グローカル人材）を育成すること

　　　　内容の詳細については、概要「別紙１」「別紙２」及びFAQ「別紙３」を参照すること。

【ワークショップのコース概要】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| コース | 対　象 | 目　的 | 開催日程 | 会場 |
| ベーシックコース  (「別紙１」参照) | 小学５年生  ～高校３年生  （英検３級程度の英語力を目標とする児童生徒） | 英語力向上、世界で必要なグローバル意識の涵養 | ①５月22日（土） | 県立陸中海岸青少年の家 |
| ②８月28日（土） | 国立岩手山青少年交流の家 |
| アドバンストコース  (「別紙２」参照) | 中学１年生  ～高校３年生  （英検準２級以上の英語力を目標とする生徒） | 英語力向上、地域国際化に必要なグローカル意識の向上 | ①７月17日（土） | 県立県北青少年の家 |
| ②９月25日（土） | 県立県南青少年の家 |

注１　CEFR（セファール、外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠）

　　　外国語の学習、教育及び評価のガイドラインとして到達目標を示したものであり、国際的尺度としても使用されている。文部科学省でも指標として使用している。

注２　義務教育学校については、７年生～９年生を中学１年生～３年生と読み換えること。

２　参加者の募集

(１)　参加者に求める資質

ア　（関心・意欲・態度）外国語でコミュニケーションをとることについて強い関心・意欲・態度があること。

イ　（主体性・積極性）困難な状況でも自分を律し、問題解決に向けて積極的・主体的に取り組むこと。

ウ　（チャレンジ精神）知的好奇心が旺盛で、様々な課題に挑戦しようとすること。

エ　（協調性・柔軟性）他者を尊敬し他から学ぶとともに、集団行動における協調性があり、異なる文化や環境に適応できる柔軟性を持つこと。

オ　（健康）心身共に健康であること。

(２)　応募・参加に係る条件

ア　岩手の地域における国際化を推進する人材育成の事業であることから、ワークショップに参加する児童生徒は、研修参加後、国際関連イベント（県主催、市町村主催、学校主催あるいは民間団体主催など、主催者は問わない。個人的な活動でも可（「別紙３」FAQのQ9参照）。）に１回以上参加すること。

なお、国際関連イベントの参加については、年度末までの報告を求めることとし、ワークショップ実施日前での参加でも構わない。様式等については、各ワークショップ詳細通知時に送付する。

イ　ワークショップの参加については、各回とも、参加者の所属学校住所・居住地に関係なく募集する。

ウ　同コースのワークショップへの参加については原則１回のみとし、異なるコースについては、別に参加できる。ただし、内容は同様であるもの。

エ　ワークショップへの教職員及び教育関係者の参観を可とする。参観を希望する者は、それぞれのコースの概要（「別紙１」及び「別紙２」）に従い、事前に申し込むこと。ただし、参観に係る費用については、自己負担とする。

３　申込方法

　　参加申込書（様式１）に必要事項を記入し、提出期限までに、電子メール、郵送、ＦＡＸのいずれかで直接担当者宛て送付すること（所属校が参加者を取りまとめる必要はないもの）。

　　なお、岩手県ホームページからも実施要領及び申込書等をダウンロードできること。

　　URL: https://www.pref.iwate.jp/kyouikubunka/kokusai/kokusaikouryu/1006919/1006921.html

４　提出先

　・電子メールの場合：　電子メールアドレス　DB0003@pref.iwate.jp

　・郵送の場合：　　　　〒020-8570　岩手県内丸10-1

岩手県教育委員会事務局　学校教育室　学力向上担当　山田　知弘　宛て

　・ＦＡＸの場合：　　　ＦＡＸ番号　019-629-6144

５　提出期限

　　ワークショップ会場の準備等により、次の表のとおりとする。いずれも必着であるもの。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| コース | | 実施日 | 実施会場 | 申込締切（約３週間前） |
| ベーシックコース | ① | ５月22日（土） | 県立陸中海岸青少年の家 | ４月30日（金） |
| ② | ８月28日（土） | 国立岩手山青少年交流の家 | ８月６日（金） |
| アドバンストコース |  | ７月17日（土） | 県立県北青少年の家 | ６月18日（金） |
| ② | ９月25日（土） | 県立県南青少年の家 | ９月３日（金） |

６　参加希望者の選考

各コースの参加希望者に対し、各実施会場の定員を越えた場合に本事業の選考委員会において参加者を選考する。選考においては、申込理由、過去の参加状況、学校ごとのバランス、地域バランス等を考慮し、提出書類等により総合的に判断する。

選考結果については、各ワークショップ実施日２週間前を目処に、申込者へ直接通知するものとする。なお、選考外となった場合は、別の回の参加申込みが可能である。

７　各回ワークショップの実施要項等の通知

　　各回ワークショップの実施要項等については、参加決定通知時に希望する媒体（電子メールあるいは郵送）で、参加決定者に対して直接送付する。また、参加者の所属校についても、県教育委員会から別途実施要項等を送付し、参加について共有するものとする。

８　個人情報の取扱い

　　参加希望者から提出された参加申込書に記載された情報は、本事業実施の目的にのみ使用し、他の目的には使用しないこと。

　　なお、ワークショップは県事業として実施していることから、県ホームページ及びFacebook、各報道機関（テレビ・新聞等）において、顔、学校名、性別、年齢、氏名等が公表されることがあること。

９　新型コロナウイルス感染症対策

　　新型コロナウイルス感染症対策の観点から会場定員より少ない募集とするなどの対策を十分にした上でワークショップを実施するが、状況によっては、ワークショップの中止や延期、実施形態の変更等がある場合もある。その際は、別途連絡をするもの。

10　「東日本大震災津波により被災した児童生徒」に係る参加費の補助

　(１)　補助の対象

東日本大震災津波により被災した児童生徒のうち、下記のア又はイに該当する者を対象に、ワークショップの参加に係る費用（会場までの往復交通費及び昼食費）を補助する。

ア　県内公立高等学校又は県内私立高等学校に在籍する生徒のうち、「いわての学び希望基金教科書購入費等給付要綱」（以下「給付要綱」という。）第２（２）及び（３）に該当する生徒

イ　県内公立小・中・義務教育学校又は県内私立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、給付要綱第２(２)及び(３)に該当する児童生徒として学校長が認めた児童生徒

　(２)　留意事項

　　　　ワークショップに係る当該補助の実施については、１人につき年間１回を限度とする。

(３)　申請方法

　　　 「令和３年度いわての地域国際化人材育成事業　イーハトーブの森～英語で未来を拓くワークショップ～」参加に係る「東日本大震災津波により被災した児童生徒」確認書」（様式２）を、公印押印の上、原本を上記「４　提出先」へ送付すること。

|  |
| --- |
| （参考）いわての学び希望基金教科書購入費等給付要綱（抜粋）  第２　給付金の給付対象となる生徒は、次の各号のいずれにも該当する者とする。  (１)　岩手県内の公立高等学校（専攻科及び別科を除く。）及び高等専門学校（第１学年から第３学年までに限る。）に在学している者  (２)　道府県民税所得割額と市町村民税所得割額とを合算した額が、85,500円未満の世帯である者  (３)　次に掲げるいずれかの被害を受けた者  　　　ア　住居（学資を主として負担している者の住居を含む。以下イ及びウにおいて同じ。）の全壊または半壊  　　　イ　住居の全焼又は半焼  　 　ウ　住居の流失  　 　エ　保護者等の死亡、行方不明、長期入院、勤務先（自営業者にあっては、その業を営む場所）の被災その他これらに類するもの  　 　オ　警戒区域（東京電力株式会社福島第一原子力発電所において発生した事故に関し平成23年４月22日において原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第２項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第１項の規定に基づき設定された警戒区域をいう。）内に存する住居からの立退き又は計画的避難区域（原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第54条の規定による改正前の原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づき、平成23年福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長が、同日付けで避難のための計画的な立退きを行うことを指示した区域をいう。）内に存する住居からの避難のための立退き |